令和８年（フ）第４６６号
神戸市垂水区旭が丘３丁目１番28号　あさひのハウス101号
債務者　小谷千津子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８１７号
神戸市東灘区青木６丁目４番８号　メゾンピエール305号
債務者　阪上　優希
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８８７号
神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地の１　特別養護老人ホーム海光園ミラホーム
債務者　北本伊知郎（法定代理人保佐人　國本美子）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９００号
神戸市灘区岩屋北町５丁目１番１号　マンション石橋603号
債務者　別處　亮太
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６４号
東京都八王子市七国２丁目11番７号
債務者　原山　　円
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００５号
兵庫県三木市志染町青山３丁目27番地の12　フォレスト青山Ｂ棟203号、従前の住所神戸市西区押部谷町栄304番地の１
債務者　阿部　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６６号
兵庫県尼崎市常光寺３丁目８番８号　ラクシュミー常光寺　201
債務者　清水美希こと　韓　　美希
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５７３号
兵庫県尼崎市道意町１丁目48番地の16　ウイング琴浦　403号
債務者　ＡＤＣハウスクリーニングこと　安達　功
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５８４号
兵庫県西宮市上甲子園５丁目10番21―202号
債務者　大久保英雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６１９号
兵庫県尼崎市今福１丁目１番29―506号
債務者　ＮＧＵＹＥＮ　ＴＨＩ　ＴＨＡＮＨ　ＮＧＡ（グエン　ティ　タン　ガ）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６３２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番23―607号
債務者　恒吉　晋吾
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６４９号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目97番地　武庫川アパート　103、前住所兵庫県尼崎市宮内町１丁目３番地の５
債務者　謝花カヨ子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９７号
（旧住所）広島県福山市東川口町５丁目８番45　川口東マンション301
債務者　廣田　明子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１１号
岡山市中区高島新屋敷335番地　グリーンハイツ101、旧住所岡山県倉敷市南畝２丁目２番20号　コーポ銀星Ａ　102号室
債務者　門脇　　匠
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２１号
岡山市北区富田317番地２　フローラルガーデンＡ205
債務者　堀下　典靖
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３８号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目１番１号　グリーンポート202号室
債務者　鷹箸　　堅
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１７号
大分市庄境１番34号　コルシェーヌ103
債務者　西野　明梨（旧姓餅原）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係